

25水管第576号
平成25年5月29日

水産政策審議会

会 長 山下 東子 殿

農林水産大臣 林 芳正

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第7項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第230号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第3条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成24年11月8日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第8項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第7項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第9項において準用する同条第4項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画 変更新旧対照表

改正案				現行			
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画				海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画			
平成24年11月 8日公表 平成25年 2月22日一部改正 <u>平成25年 5月29日一部改正</u>				平成24年11月 8日公表 平成25年 2月22日一部改正			
第1・第2 (略)				第1・第2 (略)			
第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項				第3 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量に関する事項			
1～3 (略)				1～3 (略)			
4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。				4 第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量は、次表のとおりとする。			
(単位：トン)				(単位：トン)			
	第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量		第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
1	さんま	平成25年7月～ 平成26年6月	<u>338,000</u>	1	さんま	平成25年7月～ 平成26年6月	_____
2	すけとうだら	平成25年4月～ 平成26年3月	256,000	2	すけとうだら	平成25年4月～ 平成26年3月	256,000
3	まあじ	平成25年1月～12月	204,000	3	まあじ	平成25年1月～12月	204,000
4	まいわし	平成25年1月～12月	360,000	4	まいわし	平成25年1月～12月	360,000
5	まさば及びごまさば	平成25年7月～ 平成26年6月	<u>701,000</u>	5	まさば及びごまさば	平成25年7月～ 平成26年6月	_____

6	するめいか	平成25年1月～12月	329,000
7	ずわいがに	平成25年7月～ 平成26年6月	<u>5,273</u>

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（5に該当する場合を除く）。

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	<u>235,000</u>
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	159,600

6	するめいか	平成25年1月～12月	329,000
7	ずわいがに	平成25年7月～ 平成26年6月	_____

(注1) 上記の漁獲可能量の算定に当たっては、中華人民共和国国民による東シナ海における採捕量等資源評価の基礎としていないものがある。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばについては、指定漁業等の種類及び都道府県別に定める数量について、漁場の形成状況を踏まえつつ、必要に応じて漁獲可能量の改定と同時に配分数量の改定を行うものとする（5に該当する場合を除く）。

(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

5・6 (略)

第4 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量のうち指定漁業等の種類別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量のうち、指定漁業等の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

	第1種特定海洋生物資源	指定漁業等の種類	数 量
1	さんま	北太平洋さんま漁業	_____
2	すけとうだら	沖合底びき網漁業	159,600

3	まあじ	大中型まき網漁業	78,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	188,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	<u>401,000</u>
6	するめいか	沖合底びき網漁業	51,900
		大中型まき網漁業	16,000
		いか釣り漁業	66,500
		小型するめいか釣り漁業	91,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	<u>3,578</u>

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の4の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

3	まあじ	大中型まき網漁業	78,000
4	まいわし	大中型まき網漁業	188,000
5	まさば及びごまさば	大中型まき網漁業	_____
6	するめいか	沖合底びき網漁業	51,900
		大中型まき網漁業	16,000
		いか釣り漁業	66,500
		小型するめいか釣り漁業	91,600
7	ずわいがに	沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業	_____

(注1) 指定漁業等の種類の欄の漁業は、上記1と同様とする。

(注2) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばの数量は、第3の4の注2の規定に基づき、ずわいがにの数量は、沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、それぞれ必要な場合に改定を行うものとする。

(注3) さんま、まさば及びごまさば並びにずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第5 指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別又は操業期間別の数量に関する事項

1 (略)

2 第4の2の表に掲げる指定漁業等の種類別に定める数量について定める操業区域別の数量は、次表のとおりとする。なお、操業期間別の数量は定めない。

(単位：トン)

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6, 600
		(2) オホーツク海の海域	52, 000
		(3) 太平洋の海域	101, 000
2	ずわいがに	(1) A海域	2, 751
		(2) B海域	29
		(3) D海域	375
		(4) E海域	423

(注) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成20年～22年(するめいかについては平成21年～23年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実

	第1種特定 海洋生物資源	操業区域	数 量
1	すけとうだら	(1) 日本海の海域	6, 600
		(2) オホーツク海の海域	52, 000
		(3) 太平洋の海域	101, 000
2	ずわいがに	(1) A海域	
		(2) B海域	
		(3) D海域	
		(4) E海域	

(注1) 操業区域の欄の海域は、上記1と同様とする。

(注2) ずわいがにについては、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第6 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について都道府県別に定める数量に関する事項

1 (略)

2 第3の4の表に掲げる第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量について都道府県別に定める数量は、次のとおりとする。

数量を明示していない都道府県は、過去(平成20年～22年(するめいかについては平成21年～23年)。以下本項において同じ。)の漁獲実績がおおむね100トン未満(ずわいがににおいては、漁獲実績なし)と、資源に対する漁獲圧力が無視できるほどに小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。

「若干」としている都道府県は、さんま、すけとうだら、まあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては過去の漁獲実

績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) さんま

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	32,000
岩手県	5,000
三重県	3,000

宮城県、千葉県、静岡県、和歌山県、高知県及び長崎県については、若干とする。

(2) ~ (4) (略)

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

都道府県名	数 量
東京都	21,000
静岡県	19,000
三重県	43,000
和歌山県	12,000
島根県	23,000
高知県	9,000
長崎県	25,000
宮崎県	16,000

績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する圧力が小さいと認められる都道府県、ずわいがにについては、10トン程度以下の漁獲実績がある都道府県であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の採捕実績程度となるようにすることが必要である。

(1) さんま

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

(2) ~ (4) (略)

(5) まさば及びごまさば

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

鹿児島県 17,000

北海道、青森県、岩手県、宮城県、千葉県、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、愛知県、京都府、兵庫県、広島県、山口県、徳島県、愛媛県、福岡県、熊本県及び大分県については、若干とする。

(注) 第3の4の注2に基づき、必要な場合に改定を行うものとする。

(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量
北海道	168
秋田県	31
山形県	59
新潟県	337
富山県	28
石川県	349
福井県	207
京都府	83

茨城県及び島根県については、若干とする。

(注) 沖合底びき網漁業及びずわいがに漁業と都道府県知事が管理する漁業における採捕の動向等を踏まえて、第3の4に定める漁獲可能量の範囲内において改定を行うものとする。

第7～第12 (略)

(6) (略)

(7) ずわいがに

(単位：トン)

都道府県名	数 量

(注) 数量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

第7～第12 (略)